

保存管理計画の検討

■ 保存管理の方針

本邸園の基本計画や、邸宅を構成する諸要素をもとに、以下のとおり、邸宅の保存管理の方針を定める。

- ・本質的価値を構成する諸要素は、原則として価値を永く維持するために適切な維持管理や修理・修復を行う。また、必要に応じて公園利用の観点*から、価値を減ずることがないよう留意して改修を行う。
- ・本質的価値を構成しない諸要素は、本質的価値を構成する諸要素を阻害しないよう、風致の保全及び公園利用の観点から、改修または撤去を行う。
- ・価値が特定できない諸要素は、現状を維持しつつ今後の調査等を進め、価値が明らかになった段階で保存管理方針について検討を行う。

* 明治記念大磯邸園の基本計画の基本方針を踏まえ、来園者が快適に利用できるように必要な機能付加等を行うことをいう（以降同様）。

建築部位の状況（当初材の残存状況）等に基づき、邸宅の各部屋を保存部分、保全部分、その他部分に分け、保存管理方針及び、活用の考え方を検討する。

なお、今後「部位」の基準設定、整備の方針等により、部分の設定は変更される可能性がある。

部分：歴史的建造物の屋根、壁面外観、各部屋を単位とする区分

部位：部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等）を単位とする区分

【保存管理方針と活用の考え方】（具体的な方針は、邸宅により異なるため、ここでは標準の考え方として示す）

当初材の残存 ○：大半が残る △：一部残る ×：欠失	部分の設定	保存管理方針	活用の考え方（案）※
保存部分 構造材：○ 造作材：○△× 仕上材：○△×	本質的価値を構成する諸要素のうち、 当初材がよく残る部分 ※原則として主要な構造及び外壁が該当する。	<ul style="list-style-type: none"> 原状を残している部位は、材料自体の保存又は、材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う。 原状が失われている部位は、資料等の根拠に基づき、復原・修理を行うこととするが、復原・修理ができない場合は、現状維持又は主たる形状及び色彩の保存を行う。 <p>※補強や管理・活用のための改変を行う場合は、躯体や部材への影響を必要最小限に留める。</p>	<p>当初材を保護し、材に悪影響を与えない範囲で、展示スペース等としての活用を基本とする。</p> <p>また、必要に応じて、可逆的な工夫を施した上で、飲食等の機能としても活用する。</p> <p>（例）展示、軽飲食、演奏会等のイベント利用など</p>
保全部分 構造材：△ 造作材：△× 仕上材：△×	本質的価値を構成する諸要素のうち、 ・当初材が比較的よく残る部分 または、 ・後補改修又は増築範囲のうち、保存部分と一体となっている部分 ※建築体として維持及び保全することが必要とされる部分で、管理・活用及び補強等のため改修が不可欠となる部分を含む。	<ul style="list-style-type: none"> 原状を残している部位は、材料自体の保存又は、主たる形状・材質・仕上げ・色彩の保存に努める。 原状が失われている部位は、資料等の根拠に基づき、復原・修理を行うこととするが、復原・修理ができない場合は、現状維持又は主たる形状及び色彩の保存に努める。 <p>※補強や管理・活用のための改変を行う場合は、形態意匠の改変を行わずに建造物の性能を高めるように努める。</p>	<p>当初材に悪影響を与えない範囲で、展示スペース等としての活用を基本とする。</p> <p>また、必要に応じて、可逆的な工夫を施した上で、飲食・物販等の便益施設や管理施設等に活用する。</p> <p>（例）展示、飲食売店、会議室、管理詰所など</p>
その他部分 構造材：× 造作材：× 仕上材：×	本質的価値を構成する諸要素のうち、 当初材が残っておらず、後補改修又は増築された部分	<ul style="list-style-type: none"> 原状が大きく失われ、保存・保全部分の価値を減じている部位は、公園利用の観点から、改修、撤去等を行う。 <p>※改修等を行う際、新設が生じる場合には、周囲との調和を図りつつ、原状と判別可能な意匠とする。</p>	<p>保存部分と保全部分に悪影響を与えないよう配慮し、公園利用の観点から、柔軟に活用する。</p> <p>（例）飲食売店、管理詰所、トイレ、倉庫など</p>

※復原の可否については、邸宅の調査結果や資料等の根拠の有無を踏まえ、関係部局や有識者等と充分に協議の上、検討する。

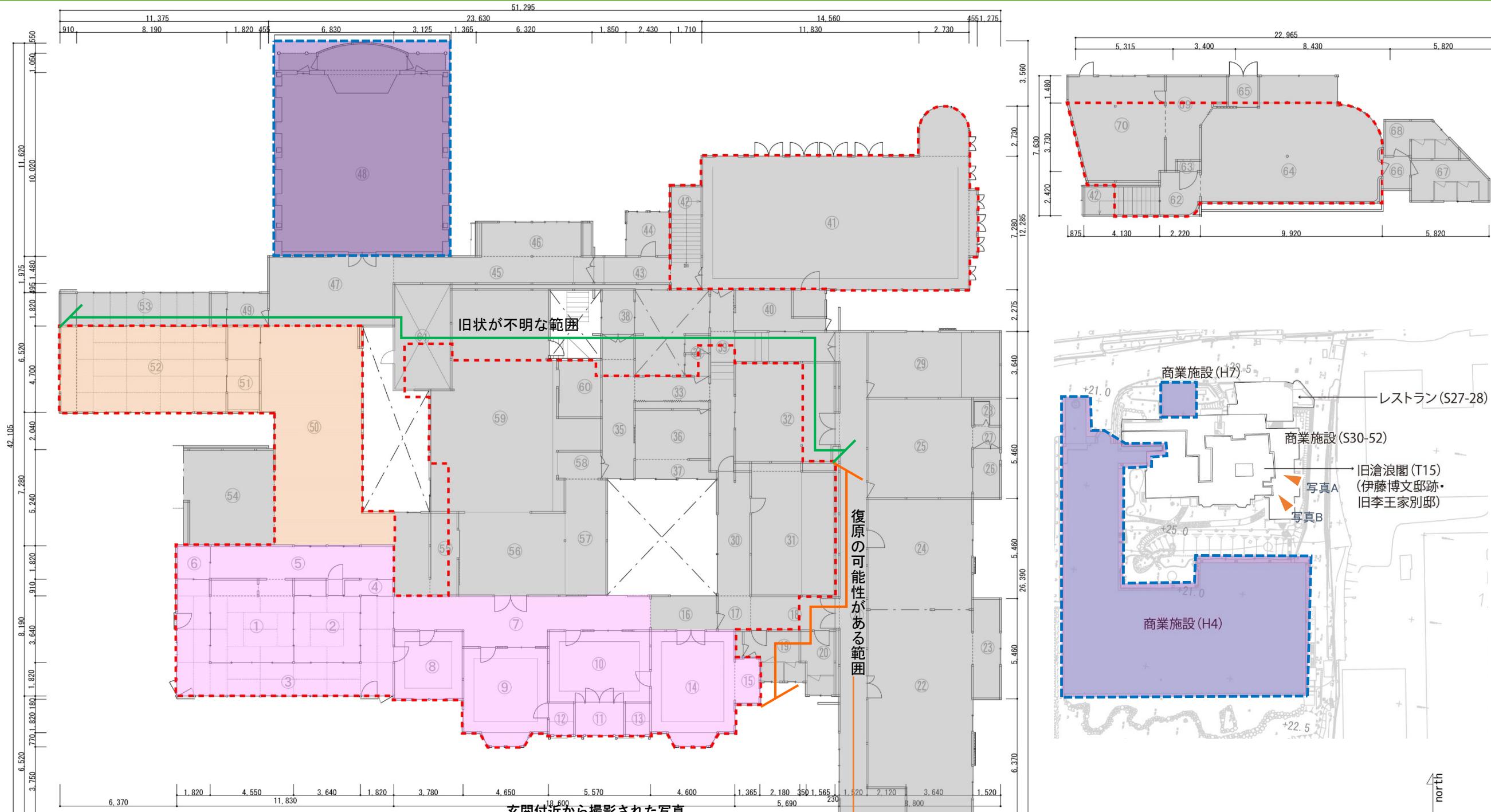
※今後、以下の事項等について検討することが必要

- 邸宅の価値に見合う活用内容（機能）（動線も考慮）
- 各機能の必要面積
- 耐震計画（床の耐荷重設定など）の条件設定 など

【参考】修復等の目安とする時代（明治記念大磯邸園基本計画より）

旧滄浪閣 (伊藤博文邸跡・旧李王家別邸)	旧大隈重信別邸・旧古河別邸	陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸	西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸
旧李王家別邸 (大正15年)	現存する邸宅 (一部は明治期と推定)	旧古河別邸（昭和5年）	旧池田成彬邸（昭和7年）

1. 旧滄浪閣(伊藤博文別邸跡・旧李王家別邸)



凡例

- [設定範囲]※2019年11月22日時点
- : 保存対象範囲
- : 保全対象範囲
- : 改修又は撤去検討範囲 (本質的価値を構成しない諸要素)
- : 未調査範囲
- : 町指定有形文化財指定範囲



A: 大正15/昭和元(1926年) 李王娘、同妃方子静養
(朝日新聞社提供)



B: 昭和26(1951年) 伊藤博文旧居・滄波閣
(朝日新聞社提供)

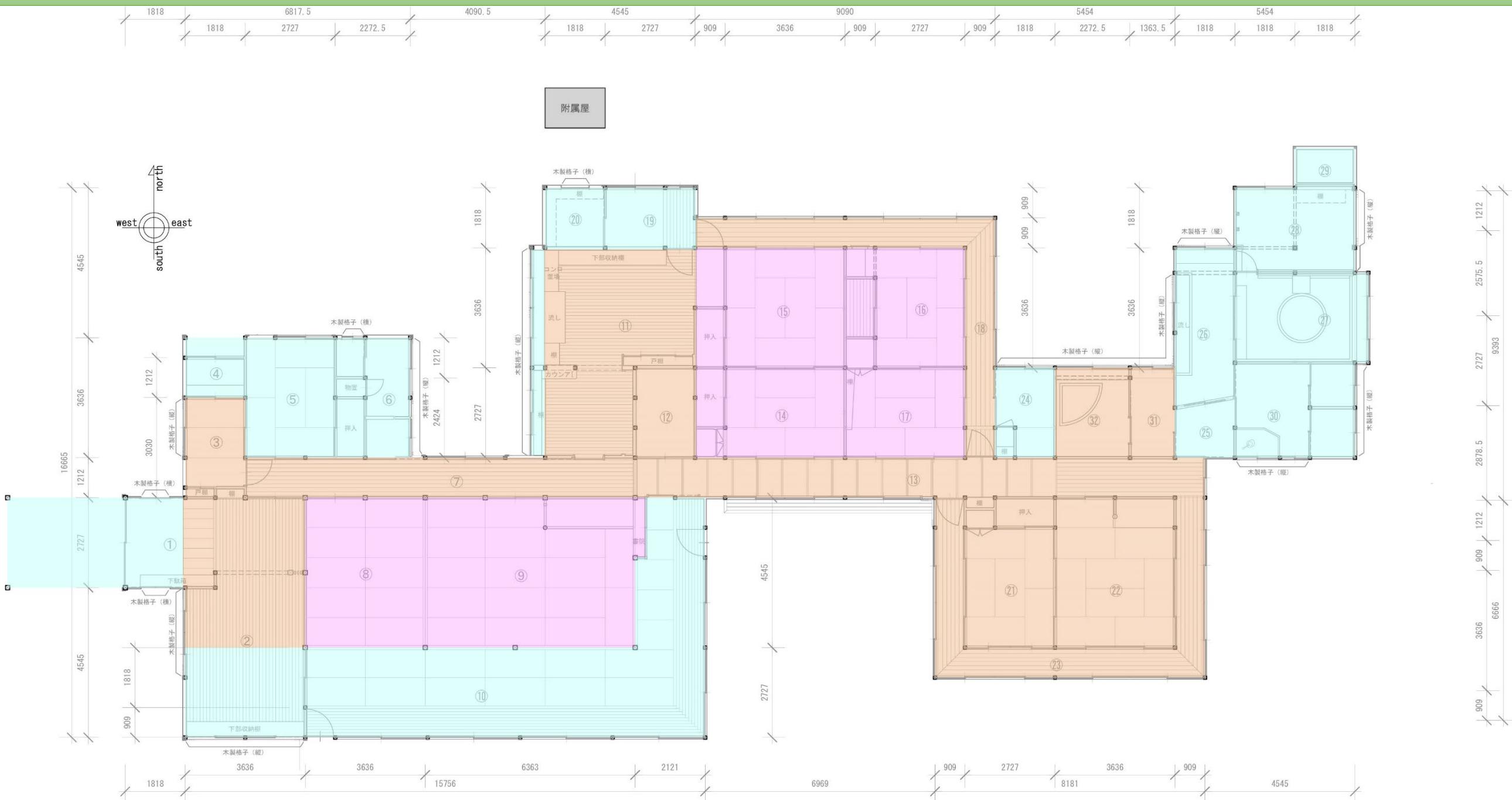
※調査終了後に、復原の可否を確認

旧滄浪閣(伊藤博文邸跡・旧李王家別邸)
部分設定・活用検討範囲図

2.西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸



3. 旧大隈重信別邸・旧古河別邸

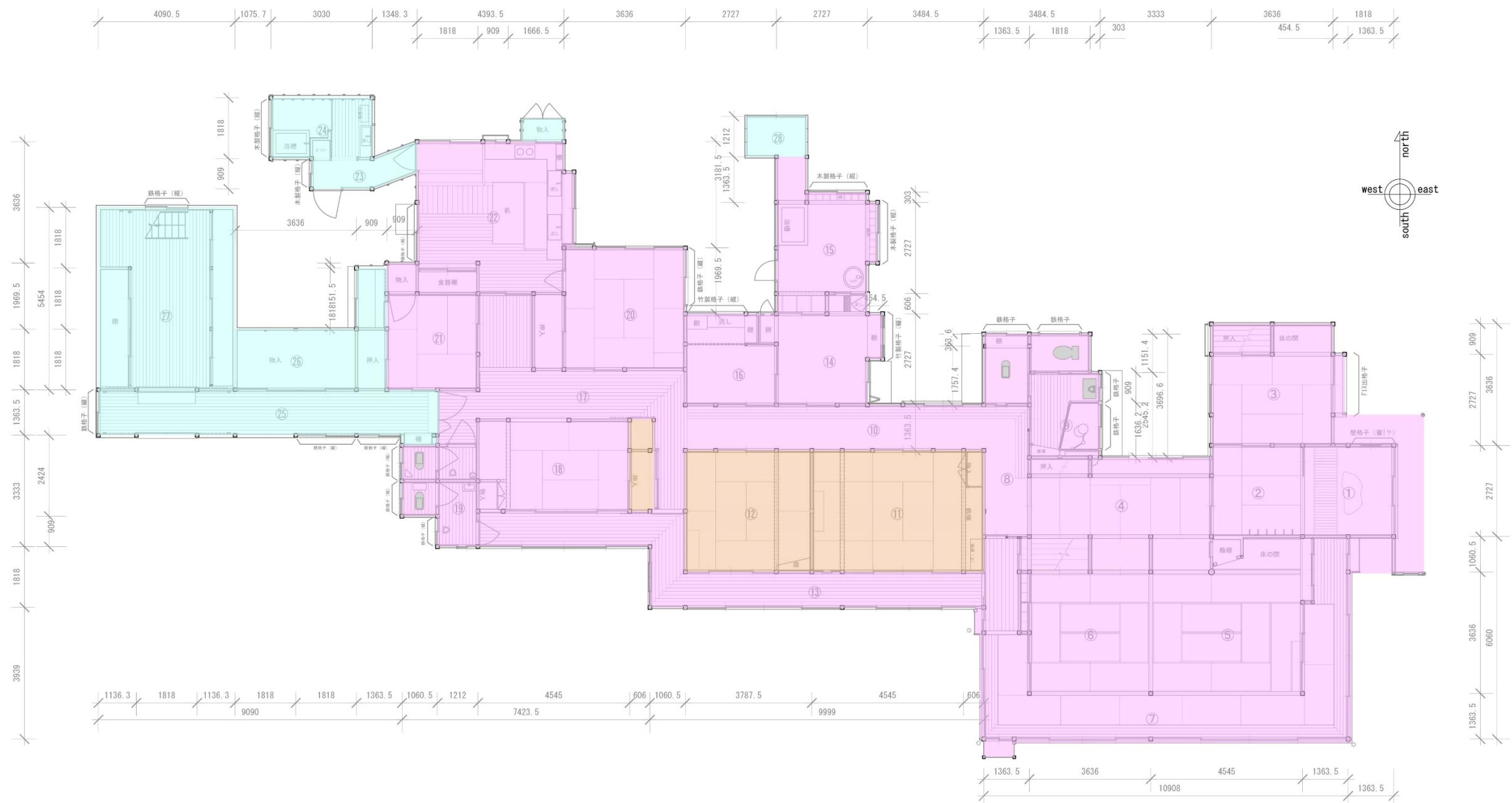


- 凡例

- 設定範囲】※2019年11月22日時
 : 保存対象範囲
- 保全対象範囲
- その他対象範囲
- 未調査範囲

旧大隈重信別邸・旧古河別邸 部分設定・活用検討範囲図

4. 陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸



凡例

- [設定範囲]※2019年11月22日時点
- : 保存対象範囲
 - : 保全対象範囲
 - : その他対象範囲
 - : 未調査範囲 (衛生機器)